

## 質問6 会費の納入方法や割引制度について

(該当箇所:p.33 報告事項 1)2023 年度事業報告>Ⅲ2023 年度委員会等活動報告>組織率対策委員会>提言 5)

### ●質問：

会費の納入方法や割引制度はどのような検討をされたのか具体的にご教授いただきたい。

### ●意見：

我が家は夫婦で OT 協会に入っておりますが同じ内容物が送られてくるため、その分の経費を会費割引に利用していただきたい。

## 回答

ご質問ならびにご意見を賜り厚く御礼を申し上げます。

組織率対策委員会では、協会の組織率向上、組織強化を図るため、Google フォームによる Web アンケートを 2023 年 5 月 8 日～5 月 31 日に実施し、各士会の 2024 年度事業への反映を期して、具体的に記載していただいた自由項目に関する詳細な分析が出揃ってはいない段階ではありましたが、9 月に開催された「日本作業療法士協会及び都道府県作業療法士会 48 団体連携協議会」にて中間報告し、12 月の理事会に中間報告をまとめて「提言案」として理事会に提出いたしました。今回ご指摘の総会議案書の箇所には「理事会への提言として答申した」と記載されていますが、これは「提言案」の誤りであることをお詫びして訂正させていただきます。当委員会では、アンケートの自由記載の詳細な分析を含めた 2023 年度の最終的な「提言」を、2024 年 5 月 2 日に提出いたしました。これにより、今後、理事会、担当部局での審議・討論や決議、あるいは総会での決議という過程で進んでいくことをご理解ください。

そこでまず会費納入方法に関してですが、上述の Web アンケートでは、「適切と思う」46.6%、「どちらともいえない」41.5%、「適切でない」11.9%であり、納入方法として要望として多い順に、「クレジットカード」36.0%、「コンビニ振込」28.5%、「QR コード決済」25.6%、「口座振替」23.6%という結果が得られています（複数回答可）。日本作業療法士協会としては、「協会員＝士会員」実現のための検討委員会が各都道府県士会からご意見を伺い、検討・調整した結果として、「協会員＝士会員」を実現させるにあたっては、これまでの納入方法に加え、新たにクレジットカード決済の導入を提案しているところです。

また、会費割引制度についてですが、「必要と思う」が 78.3%であり、要望として多い順に、「育児休暇中」56.6%、「休職中」54.8%、「被災時」51.8%、「離職中」47.5%、「定年」41.3%、「新入会」34.5%、「奨学金利用者」26.0%、「家族」22.9%と続いています（複数回答可）。日本作業療法士協会としては、会費の割引（減額）または免除に関連する制度として、休会制度（休会期間中は会費免除）、永年会員制度（年会費を 4 分の 1 に減額）をすでに導入しているほか、大規模災害が起きた場合の被災会員に対する会費免除もつど実施しています。

以上のことを前提にして、12 月の「提言案」の「提言 5」に対する検討結果は、現段階では以下の通りです。

会費について語るには、会費が何であるかの共通理解が必要と考えます。2015 年に機関誌に連載された『会員事始め』では、会費について次のように述べられています。「会員一人ひとりの側だけから見れば、自分は協会が提供してくれるサービスの“受け手”に過ぎないと見えるようなことでも、より本質的に協会の目的と作業療法士の公的な使命という観点から見れば、会員の皆さんは協会活動の主体つまり“担い手”であり、この使命を我が事として実現し、自ら推進していく

当事者なのです。そしてこれら協会の事業活動を、この規模の団体に相応しく量的にも質的にも適切に実現するためには、(…)それなりにお金がかかります。そのための資金となるのが、会員の皆さん一人ひとりから頂いている会費です。

つまり会費は、会員一人ひとりがその構成員となって協会の公益的な諸事業を推進していくための負担金であり、自分と自分の組織を盛り立てていくための言わば“拠出金”なのです。」(日本作業療法士協会誌第44号、2015年11月、p.9)

ここで述べられていることは、会費が基本的に会員サービスの対価ではなく、日本作業療法士協会という職能団体の事業や運営に充てられる資金だということでした。

○家族割引について：「夫婦で会員だから」、「親子で会員だから」、「機関誌は1家庭に1冊でよいから」、そのぶん割り引いてほしいというご要望は多く聞かれます。今回のご意見も「同じ内容物が送られてくるため、その分の経費を会費割引に利用していただきたい」というものでしたが、会費は上述のような位置づけの事業資金であり、「法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため」に正会員にご負担いただくということが定款(第7条)にも謳われていることをご理解いただければ幸いです。

○非正規職員割引について：どのような方法で証明し、どのような基準で判断し、対象期間をどうやって見定めるかなどの難しさがあります。休会制度があるなかで、それとは別にこれを導入する場合は、規程を詳細に定めた上で、申請用紙と必要資料を毎年提出いただき、可否を判断する責任者を明確にしておく必要があると考えられ、理事会での検討が必要となります。

○新卒初年度割引について：例えば、「当年度免許取得者に限って〇月末までに入会すれば入会金は免除する」などの入会促進策について、理事会での検討が必要となります。

いずれにしても、会費の額に関する変更は「会費等に関する規程」の改定や新制度の創設を伴う可能性が大きいので、その場合は、理事会での検討・決議を経て、総会決議が必要になります。